

【参考】新旧対照表

NO.	資料名	頁	項 目	旧	新
1	募集要項	9	2-1 募集に付する事業の内容 (10)本事業に必要と想定される根拠法令等	19) 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日国住備第160号）	19) 地域優良賃貸住宅制度要綱（令和6年3月29日国住備第472号）
2	募集要項	18	3-10 募集 (4)開札	ア 開札日時 令和7年2月中旬予定（詳細は別途通知します）	ア 開札日時 令和7年2月下旬予定（詳細は別途通知します）
3	募集要項	18	3-10 募集 (6)募集の辞退	ア 提出期限 令和7年2月25日（火）	ア 提出期限 令和7年2月21日（金）
4	募集要項（様式集）	3	1 提案書の記載要領 (4)募集参加番号	募集参加番号とは、境町から送付する募集参加資格適格通知書に記載されている募集参加番号とする。	募集参加番号とは、大山町から送付する募集参加資格適格通知書に記載されている募集参加番号とする。
5	要求水準書	17	第6 建設及び維持管理等に関する条件 3.住宅の建設 (2)公的機関等との協議	工事にあたっては、公的機関等（道路・水道・電気・ガス・電話・JR等）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。	工事にあたっては、公的機関等（道路・水道・電気・ガス・電話等）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
6	事業契約書（案）	13	（物価の変動に基づくサービス対価の変更） 第49条第1項	管理者等又は選定事業者は、3年ごとに、〔総務省が公表する消費者物価指数〕がこの契約の締結時若しくは契約締結後3年を経過している場合は1年前の同日の指標（サービス対価の変更が既に行われた場合にあっては、前回の改定の際に基準とした指標）から100分の1変動した場合においては、別に定めるところにより年間の維持管理・運営費を、100分の1を超える部分に乗じて維持管理・運営に係るサービス対価の変更を請求することができる。	管理者等又は選定事業者は、3年ごとに、〔総務省が公表する消費者物価指数〕がこの契約の締結時若しくは契約締結後3年を経過している場合は1年前の同日の指標（サービス対価の変更が既に行われた場合にあっては、前回の改定の際に基準とした指標）から100分の1以上変動した場合においては、別に定めるところにより年間の維持管理・運営費を、100分の1を超える部分に乗じて維持管理・運営に係るサービス対価の変更を請求することができる。